

入 札 説 明 書

正・逆光電子分光装置修理 一式

令和6年9月17日 官報公告

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

入札説明書

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の特定調達契約に係る入札公告（令和6年9月17日付け）に基づく入札等については、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他国際約束、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計規則、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学政府調達事務取扱細則、「政府調達手続に関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ）」及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

- (1) 契約担当役 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学理事 河野 広幸
- (2) 所属部局名 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 調達機関番号 415
- (3) 所在地 〒923-1292 石川県能美市旭台1-1 所在地番号 17

2 調達内容

- (1) 品目分類番号 77
- (2) 購入等件名及び数量 正・逆光電子分光装置修理 一式
- (3) 調達件名の特質等
調達件名に関し、契約担当役が入札説明書で指定する特質等を有すること。（詳細は、別冊仕様書による。）
- (4) 履行期限 令和7年6月30日
- (5) 履行場所
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
- (6) 履行方法 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課が指示する方法
- (7) 入札方法
 - ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）、別記第3号役務請負契約基準及び国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の会計関係規則等

に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、特定役務の履行に係る直接経費のほか、保守費、輸送費、保険料、関税、据付、配管、調整、撤去等履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とし、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(8) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大会計事務取扱規則第31条及び第32条に規定される次の事項に該当しない者であること。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者が必要な同意を得ている場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 当該契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(キ) 前各号に該当する者を入札代理人として使用する者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和6年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者で

あること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(3) 特定役務に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書並びに上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）並びに入札公告及び入札説明書に示した特定役務を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所並びに契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒923-1292 石川県能美市旭台1-1

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課調達係長 中西 達也

TEL 0761-51-1109

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和6年9月25日（水） 11時00分 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 JAIST国際セミナーハウス第1・2会議室
（又はオンライン開催）（オンライン開催の詳細は入札説明書交付時に別途案内する。）

(3) 入札書の受領期限

令和6年11月7日（木） 17時00分 （郵送する場合には受領期限までに必着のこと）

(4) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は、入札説明書、別冊の仕様書、契約書（案）及び別記第3号役務請負契約基準を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等に疑義があるときは、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。

② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式1の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月2日開札 [正・逆光電子分光装置修理 一式] の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 調達件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「12月2日開札〔正・逆光電子分光装置修理 一式〕の入札書 在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑥ 下記5の（3）に示す競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類の提出については、入札書とともに上記4の（3）に示す入札書の受領期限までに提出しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 調達件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人が入札する場合は、その氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学政府調達事務取扱細則第9条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑩ その他入札に関する条件に違反した者

(6) 入札の延期等

契約担当役は、競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めるときは、当該競争加入者等を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができるものとする。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和6年12月2日(月) 11時00分 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学産学官連携棟3階中会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合において、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、競争参加資格の確認のための書類とともに、上記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別記により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認及び履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、技術審査の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件を全て満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第39条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札関係職員以外の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に通知する。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取交しをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、当該相手方が契約書の案に記名押印したものを契約担当役に送付し、これに契約担当役が記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

請負代金は、請負の完了及び検収後、適法な請求書を受領後に1回に支払うものとする。

(8) 仕様書等の照会先

別冊仕様書、競争参加資格の確認のための書類、履行できることを証明する書類等に関する問合せ・照会先は次のとおり

〒923-1292 石川県能美市旭台1-1

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課調達係長 中西 達也

TEL 0761-51-1109

(9) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別記

競争参加資格の確認のための書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- | | | | |
|-----|--|-------|----|
| (1) | 令和6年度の国の競争参加資格（全省庁統一参加資格）の資格審査結果通知書の写し | … … … | 1部 |
| (2) | 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第31条及び第32条の規定該当の有無に関する申出書（様式任意） | … … … | 1部 |
| (3) | 本調達を履行できることを証明する書類 | … … … | 1部 |
| (4) | 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類 | … … … | 1部 |

2 履行できることを証明する書類

- | | | | |
|-----|---|-------|----|
| (1) | 入札案件（修理作業）の技術仕様書
技術仕様書は別冊の仕様書に示す技術的要件の項目に応じて修理の内容を数値又は具体的な表現で記載すること。 | … … … | 4部 |
| (2) | 修理作業等の導入日程表（設計，開発，搬入，据付，配線，調整期間等） | … … … | 4部 |
| (3) | その他本調達を履行できることを証明するため必要な補足資料（提案書，技術証明書，作業体制等） | … … … | 4部 |

その他前記書類提出時に必要な書類

- | | | | |
|-----|--|-------|----|
| (1) | 入札案件（修理作業）の単価表
機器の納入が必要な場合は機器の定価証明書
機器の定価はメーカーが証明したもので，構成内訳に複数のメーカー製品を含む場合は，メーカー別に証明したもの。 | … … … | 1部 |
| (2) | 同一機器もしくは，同一メーカー製の修理実績表
なお，納入実績が全くない場合は，その証明書を提出すること。
納入実績表は，機器名，規格，数量，納入機関・部局名，納入年月日，定価，納入金額を記載すること。 | … … … | 1部 |

- | | | |
|------------------------------|-------|-----|
| (3) 参考見積書 | … … … | 1部 |
| (4) 作業工数表 | … … … | 1部 |
| (5) 外国製品を含む場合は、下記の書類を提出すること。 | … … … | 各1部 |
| ① インボイス等通関関係書類 | | |
| 提出できない場合は、その理由書を提出すること。 | | |
| ② 定価設定時期証明書 | | |
| 年月日まで記載すること。 | | |
| ③ 国内代理店証明書 | | |
| 原文の写し及び和訳 | | |
| ④ 国内代理店の財務諸表（損益計算書） | | |
| 提出できない場合は、その理由書を提出すること。 | | |
| ⑤ 輸入品目上の実行関税率及び品目番号 | | |

※ 上記資料のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

請負契約書(案)

請負名 正・逆光電子分光装置修理 一式

代金額 金 円也(消費税額及び地方消費税額を含む)

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 契約担当役 理事 河野 広幸(以下「発注者」という。)と(以下「受注者」という。)との間において、上記の請負(以下「請負」という。)について、上記の代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき請負を行うものとする。

2 この契約において受注者が履行すべき請負内容は、別紙仕様書及び受注者が入札に際し提出した技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第2条 請負の履行場所は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学とする。

第3条 請負の履行期限は、令和7年6月30日とする。

第4条 発注者及び受注者は契約期間中において知り得た相手方の業務上の秘密についてこれを第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

第5条 代金額は、請負に要する一切の費用とする。

第6条 業務完了報告書は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課に送付するものとする。

第7条 請負代金は、請負の完了及び検収後、適法な請求書を受領後に一回で支払うものとする。

第8条 代金の請求書は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課に送付するものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 監督又は検査の円滑な実施を図るため、受注者は、発注者の行う監督又は検査に協力すべきものとする。

第11条 受注者は、完了した役務の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の請求に応じ、履行の追完をするものとする。

第12条 受注者の責に帰すべき事由により履行期限内に請負を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から請負の履行済部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

第13条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学が定めた役務請負契約基準及び会計規則等によるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間において協議して定めるものとする。

第15条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 石川県能美市旭台一丁目1番地
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
契約担当役 理事 河野 広 幸

受注者